

会報

いしかわ

2006.8月 No.40



山門



花を開く
石樹
枝を抽んじ
鐵樹



経蔵

■襖四枚
(山岡 鉄舟 書)



石川県行政書士会

目 次

ご挨拶	1
石川県行政書士会会长	茅野 勇平
日本行政書士会連合会会長	宮内 一三
石川県知事	谷本 正憲
平成18年度定時総会開催	4
平成18年度日本行政書士会連合会定時総会報告	6
日本行政書士政治連盟定期大会報告	
平成18年度中地協定時総会報告	7
ADR手続実施者養成研修会	
平成18年度理事会報告	8
平成18年度事業計画	9
輪島支部特集	11
支部だより(金沢・七尾)	13
支部だより(小松)・職務上請求書の使用について	14
金沢大学との産学連携による裁判外紛争解決(ADR)に関する研修会について	15
行政書士会中国視察旅行	18
全国女性行政書士交流会	20
平成18年度女性行政書士交流会石川会定時総会開催	21
情報コーナー(会社法変更・建設業法施行規則の一部を改正する省令について)	22
随筆(会員のコーナー)	24
新入会員の紹介	26
会務日誌	28
会員移動	30
編集後記	

表紙写真説明

曹洞宗大本山

總持寺祖院の歴史



2006/7/8撮影 輪島支部 八木史郎

大本山總持寺祖院、正しくは、諸嶽山總持寺祖院と言い今から約七百年前元亨元年(1321年)瑩山紹瑾禪師によって開創され、翌元亨2年夏禪師に篤く帰依された後醍醐天皇は論旨を下され、總持寺を勅願所として、「曹洞賜紫出世第一の道場」と定められた。

その後寺運益々隆盛を極め全国にその末寺一万六千余を数えるに至ったが、明治31年4月13日不幸にして災禍により七堂伽藍の大部分を焼失した。

これを機に布教伝導の中心を神奈川県横浜鶴見に移し、当時は祖廟として次々に堂宇が再建され、山内約二万坪の境内には焼失をまぬがれた伝燈院、慈雲閣、経蔵などのほかに七堂伽藍も建立され、山水古木と調和し、風光幽玄な曹洞宗大本山の面影をしのばせ、一大聖地として現在に至っている。

山門 境内の中央に威容を誇るこの建物は、総檜造りで、高さ17.4m、間口20m、奥行14.4mで昭和7年に完成し、楼上に観音、五百羅漢の古仏を祀ってある。2階正面に豈一枚もある大きな“諸嶽山”的扁額は前田利為公の筆によるものである。

経蔵 加賀六代藩主、吉徳公より寄進された。寛保3年(1743年)12月に建立され、漆塗り鍍金具で重圧な美しさを出している。昭和42年石川県重要文化財に指定された。

◆会長挨拶



ご挨拶

石川県行政書士会
会長 茅野 勇平

平素は、石川県行政書士会の運営にご理解とご協力を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

お蔭様をもちまして、平成18年度定時総会は平成17年度事業報告・収支決算報告並びに平成18年度事業計画・収支予算の全議案が執行部提案の原案のとおり承認可決していただきました。衷心より感謝申し上げる次第であります。

行政書士制度を取り巻く環境は、急激なICT化、規制改革、行財政改革、司法制度改革など大きな時代の変革の中にあります。又、拡大する国際化など社会の変化の中で私たち行政書士の使命と責任はより重くなっています。県民市民の負託にお応えする行政書士であり行政書士制度であることが、今、最も重要な課題といえます。

規制改革の推進の中で内閣府の規制改革・民間開放推進会議は、国民の利便性の観点から士業団体の強制登録入会制度を見直すなどの提案もなされており、士業間において近々大きな変革がある可能性があります。

電子政府、電子地方自治体化が進む中で、ICT化は昨年末の自動車保有關係手続きのワンストップサービスシステムが稼動を始めました。しかし、政府が予定していたようにはなかなか進まず、困難をきたしているとも伝わってきておりますが、種々の行政手続に

ICT化が着実に進められていることも事実であります。

我が石川県においても指名競争入札参加資格審査申請にICT化が進められている事などを始め、種々の行政手続に急激なICT化の波が押し寄せております。

私たち行政書士の業務にもそれらに対応した対策が急務であり、石川県行政書士会は会員諸先生方とともに的確な対応策を講じてまいり所存であります。

今ひとつ重要な課題であります司法制度改革があります。

「街の法律家」と言われてきた行政書士は、日ごろの業務を通じて県民市民の権利を擁護し、義務の履行に寄与するなどの「社会正義」の実現に努めなければならないと考えております。

行政書士が行うADRいわゆる裁判外紛争解決手続きであります、県民市民からは紛争解決の担い手として行政書士の専門分野における紛争解決に期待がなされております。その期待に応えるためにも常日頃の研鑽が欠かせないところであります。

石川県行政書士会では、金沢大学法学部と「ADR業務に携わる行政書士の育成を目的とした研修に関する覚書」を締結し、金沢大学法学部のご指導ご協力を得て研修会が行われております。

日本行政書士会連合会でもADR機関の立ち上げに向け様々な施策を講じております。その一つに、ADR手続実施者養成研修会を行っております。我が石川県行政書士会からも3名の研修生を派遣いたしており、石川県におけるADR機関設置に向け準備をいたしております。一定の準備が整いましたときは、弁護士会をはじめ関係機関のご指導ご協力をいただき、ADR機関を立ち上げてまいりたいと存じます。

石川県行政書士会会員の諸先生におかれましては、本年度も石川県行政書士会が実施いたします各種の事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、県民市民の負託に応え信頼される行政書士制度の推進に一生懸命取り組んでまいりたいと存じます。

◆日本行政書士会連合会会長 定時総会挨拶



祝　辞

日本行政書士会連合会
会長 宮 内 一 三

本日、石川県行政書士会の平成十八年度定時総会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。日頃より、茅野会長をはじめ、石川県行政書士会の会員の皆様には日本行政書士会連合会の運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、現在、行政書士制度は、急激なICT化、規制改革、行財政改革、司法制度改革など、「小さな政府」に向けた時代の変革の渦中にあります。この変革の中にあって、我々は、これまで以上に、行政書士に求められる社会の要請を的確にとらえ、迅速な対応を図り、新たな行政書士像を形作っていかなければなりません。

まず、ADRに関しては、日行連及び単位会における取組方針を明らかにし、先行してADR機関設立を目指す単位会を指定単位会として、ADRの牽引役となつていただくとともに、指定単位会を対象とした手続実施者養成の研修会を実施いたしました。今後とも認証ADR機関設立に向け諸施策を講じて参ります。

また、日本司法支援センターの設置に伴い隣接法律専門職である行政書士にも協力を求められているところから、その責任を果たすため、各単位会における支援体制の確立を進めているところです。

ICT化では、電子政府・電子自治体の構築が加速化する中で、行政書士用電子証明書が電子契約作成に使用することが可能となりました。さらに進展する電子申請手続への対応、行政書士用電子証明書の普及並びに使用範囲の拡充に向け、精力的に取り組むこととしております。

一方、規制改革により、官から民への流れの中で、強制入会制に関する土業のあり方についても、議論の動向に注意を払う必要があります。

行政書士が社会に果たす役割も益々増大しており、これらに着実に対処して実績を上げることが、国民の信頼を得、街の法律家としての地位の確立につながると確信しております。

この行政書士の役割の増大に伴い、資格者としての職業倫理の保持が重要となります。日行連では行政書士の執務姿勢と行動指針を明らかにした「行政書士倫理」を策定いたしました。会員は、より倫理観を自覚し、行政書士としての使命と責務を保持し、業務に励んで頂きますようお願い申し上げる次第です。

これらの諸課題、日行連を取り巻く諸情勢を踏まえ、主に「日本行政書士会連合会」の平成十八年度方針として、研修体制の再構築、司法制度改革・規制改革・ICT化への対応、広報活動、行政書士法改正、社会貢献及び組織改革の八項目を重点事業として、事業を推進することとしております。

これらの事業は全て、日行連と全国の単位会が一丸となり、より緊密な協調・協力体制をしっかりと築いてこそ成果が得られるものと考えております。

会員の皆様におかれましては、今後とも日行連の事業運営をご理解頂き、更なる行政書士制度発展のためのご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、石川県行政書士会のますますのご発展と会員の皆様のご多幸を祈念いたしまして、私のお祝いの言葉とさせて頂きます。

平成十八年五月二十七日

◆石川県知事 定時総会挨拶



祝　辞

石川県知事
谷 本 正 憲

本日、石川県行政書士会の平成十八年度定時総会が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

また、今程、長年にわたり行政書士業務に精励されたご功績により、栄える会長表彰をお受けになられました皆様には、心からお祝い申し上げます。本日の受賞を契機に、より一層のご活躍をいただきますことを期待しております。

さて、行政書士の皆様は、県民と行政をつなぐ懸け橋として、また、県民に最も身近な法律の専門家として、欠くことのできない存在です。

近年、行政書士法の改正により、業務範囲の明確化や行政書士法人制度が創設され、行政書士の皆様の活動基盤の強化が図られたと伺っております。こうした中、県民と行政をつなぐ役割を担っていただく皆様に寄せられる期待は、これまで以上に大きいものがあると思います。

行政書士の皆様におかれましては、今後とも、県政の発展にお力添えをいただくことをお願い申し上げます。

最後に、石川県行政書士会の今後益々のご発展と会員各位のご健勝とご多幸をご祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

平成十八年五月二十七日

平成18年度

定時総会開催

去る5月27日（土）金沢市昭和町16-3の金沢全日空ホテルにおいて、平成18年度定時総会が出席者160名（本人出席46名、委任状出席114名）で開催された。

上戸総務担当理事が司会者となり、式次第にしたがい茅野会長の挨拶が行われた。挨拶の中で、平成17年度の石川県行政書士会の各事業活動に関する実施状況につき詳細に亘る報告をなし、会員の活動協力への謝意を述べた。併せて日本行政書士会連合会等の活動状況に関する報告をし、平成18年度の事業活動計画の概要を説明したうえで、本総会における活発で有意義な討議を求め、開会の挨拶を終えた。



第1号議案 平成17年度事業報告

第2号議案 平成17年度決算報告

中嶋幹事（金沢支部）より監査報告が行われた。

両案は相互に関連するので一括審議とし、賛成多数により承認された。

第3号議案 平成18年度事業計画案

第4号議案 平成18年度予算案

両案は相互に関連するので一括審議とし、賛成多数により原案通り可決された。

第5号議案 会則改正(案)提案並びに承認について

賛成多数により可決承認された。

第6号議案 代議員の選任について

日本行政書士会連合会、日本行政書士会連合会中部地方協議会の

各総会代議員の選任について、茅野会長に一任することを賛成多数により承認した。

県行政書士会（茅野勇廣）は二十七日、金沢市内のホテルで本年度総会を開き、来年四月に施行される「裁判外紛争解決手続き（ADR）」の利用促進を図る基本法について知識を深めるため、金沢大と連携した会員研修を実施する事業計画を決めた。	金沢大と連携し会員研修実施へ	県行政書士会が総会に講義を月一回受講。相続や遺言をテーマに、裁判に頼らず、仲裁や調停によってトラブルを解決する方法を具体例を通じて学ぶ。九日に金大法学部と連携の覚書を交わした。
大法部の教授陣による研修は六月から一年で、希望者三十人が金沢で、澤市内にいる	県行政書士会が総会に講義を月一回受講。相続や遺言をテーマに、裁判に頼らず、仲裁や調停によってトラブルを解決する方法を具体例を通じて学ぶ。九日に金大法学部と連携の覚書を交わした。	田茂川本剛生（金沢）館彌（瀬戸勝之）高和夫（輪島）▽役員歴通算20年以上業歴通算20年以上
県行政書士会の本年度定時総会はこのほど、金沢市の金沢全日空ホテルで開かれた。茅野勇平会長は来年四月の司法制度改革を前に会員のさらなる資質向上を呼び掛けた。	県行政書士会が総会に講義を月一回受講。相続や遺言をテーマに、裁判に頼らず、仲裁や調停によってトラブルを解決する方法を具体例を通じて学ぶ。九日に金大法学部と連携の覚書を交わした。	（瀬戸）隆寺田茂川本剛生（金沢）館彌（瀬戸勝之）高和夫（輪島）▽役員歴通算20年以上業歴通算20年以上
同会は、交通事故や統といつた民事上の争いを裁判によらず解決する。裁判外紛争解決手続（ADR）実施機関を統一して研修会を開くなど目途を立てる。活動に取り組んでいきたい。	県行政書士会が総会に講義を月一回受講。相続や遺言をテーマに、裁判に頼らず、仲裁や調停によってトラブルを解決する方法を具体例を通じて学ぶ。九日に金大法学部と連携の覚書を交わした。	（瀬戸）隆寺田茂川本剛生（金沢）館彌（瀬戸勝之）高和夫（輪島）▽役員歴通算20年以上業歴通算20年以上

▲平成18年5月28日（中日新聞）

▲平成18年6月1日（北國新聞）

○式典

○会長式辞

○功績者会長表彰

◇受章者

業務歴20年以上

高田茂、川本剛生（以上金沢支部）

館勇、小林宏子（七尾支部）

芳野和夫（輪島支部）

役員歴通算6年以上

的場晴次、寺田隆（以上金沢支部）

○祝辞

石川県知事 谷本正憲

（代読）石川県総務部次長 中池恭平

日本行政書士会連合会会長 宮内一三

（代読）日本行政書士会連合会中部地方協議会副会長

村田信康

○その他来賓

・石川県総務部 次長 中池恭平

・北陸税理士会石川県支部連絡協議会

常任理事 平野豊

・石川県司法書士会 会長 清水良治

・石川県社会保険労務士会

副会長 馬場壯一郎

・石川県土地家屋調査士会

副会長 菅原博之

・金沢公証人役場合同役場 村上秀夫

・日本行政書士会連合会中部地方協議会

副会長 村田信康

・愛知県行政書士会 副会長 玉置潔

・富山県行政書士会 副会長 高野国範

○祝電披露

金沢弁護士会 会長 木梨松嗣 外10通

○式典終了

○懇親会



平成18年度日本行政書士会連合会定時総会報告

総務部長 的 場 晴

平成18年6月22日（木）、23日（金）、長崎県佐世保市ハウステンボス・ユトレヒトプラザで平成18年日行連総会が開催されました。

私は、今回初めて代議員として総会に臨むために質問書25本を、また前多利彦代議員は質問書を32石川会として月刊日本行政の編集のあり方・社会貢献の具体的な内容・ADR問題・職務上請求書の取扱い合計28本の質問書を事前に日行連執行部に送付しました。

定時総会では総会開催要件である代議員の定足数の発表が栗蔵日行連総務部長からなされ、代議員総195名、出席代議員154名で定時総会は有効に成立したとの報告がなされた。

続いては議長、副議長の選出が行われ、執行部提案の第1号議案から第6号議案まで審議が開始された。審議は第1号議案平成17年度事業報告及び第2号議案平成17年度決算報告が一括上程され審議の結果賛成多数で可決承認された。同じく第3号議案平成18年度事業計画（案）及び第4号議案平成18年度予算（案）も一括上程され審議の結果可決承認された。第5号議案「日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）」では一部代議員より緊急動議の提案がなされたが、緊急動議を取り上げるか否かの採決で否決され、執行部提案通り可決承認された。22日の議案審議はここまで第6号議案行政書士倫理の遵守宣言の採択は日に審議が再開され、執行部提案通り可決承認された。

石川会では前多利彦代議員が第1号議案で月刊日本行政の編集のあり方で再質問に立ちましたが、私が質問しました社会貢献問題・ADR問題・決算の内容・予算の組み方等同じ内容の質問が他の単位会代議員からも出されており、不十分な執行部の答弁には他の単位会代議員が執行部に再答弁を求めており、敢えて私は再質問に立ちませんでした。

総会終了後、宮内日行連会長は満面の笑みを浮かべながらわざわざ私の席に足を運ばれ「ご協力に感謝します。」とお礼の言葉をいただきました。しかし、私と致しましては執行部の答弁を聞きながら、今後の日行連の活動に一抹の不安を感じざるを得ず、宮内日行連会長の強力なリーダーシップの下に執行部が一丸となって、3万9千人の全国の会員の為に真剣に問題解決に取り組まれる事を切に望むのみです。

平成18年度日本行政書士政治連盟定期大会報告

副幹事長 的 場 晴 次

平成18年度日政連定期大会に初めて代議員として出席するために事前に質問書を20本余り準備したのですが茅野会長、宮川幹事長と調整の結果、ADR問題・国會議員への支援等11本を提出する事を決め6月10日に日政連へ提出しました。

ところが日政連執行部より宮川石川会幹事長に対し「日政連総務委員長を出している石川会より質問書が11本も出てくるとは何事か、せめて数本に止めて欲しい。」との大会運営に関する協力依頼があり、再度茅野会長と相談の結果、石川会としては質問本数を減らさない事を確認し、23日の日政連定期大会に臨みました。

当日は、最初に宮川総務委員長より定足数の確認の結果、大会が有効に成立したとの報告がなされ、続いて議長、副議長選出の後議案の審議が始まりました。

先ず執行部より事前に出されていた第1号議案平成17年度運動経過報告・第2号議案平成17年度決算報告について・第3号議案平成18年度運動方針案について・第4号議案平成18年度予算案について・第5号議案役員の選任についてに関する代議員からの質問に対して答弁がなされたが、日政連執行部の私の質問に対する答弁は全く誠意がなく、正に無責任な答弁に終始しました。

私も余りにも誠意のない答弁に怒り心頭で全ての質問に対する再質問を行い、最後に山田日政連幹事長は激高する有様であったが、執行部の無責任な答弁にもかかわらず提案された議案は可決承認された。

日政連執行部の不誠実な答弁には激しい憤りを感じますが、行政書士法改正には日政連の強力な活動が必要であり、今後は日政連執行部を厳しく監視しつつ、山積している問題を解決する為の努力を私なりにする事を心に誓って会場を後にしました。

平成18年度 中地協定時総会報告

河越俊雄



去る6月10日、午後1時45分より金沢スカイホテルにおいて、平成18年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会が開催された。なお、今回の総会は、当会が当番となった。

愛知、岐阜、三重、石川、富山、福井の中部6県から57名の出席（オブザーバー9名、事務局9名を含む）により開催された。

当会からは、茅野会長、宮川副会長、倉本副会長、浅井副会長が出席した。また、オブザーバーとして、太田副会長、的場総務部長、河越広報部長、丁子業務指導部長、端井法規企画部長、八木監察部長、寺井金沢支部長、事務局より武内職員が出席した。

総会では、下記の件について慎重審議され、原案通り可決承認された。

●第1号議案 平成17年度事業概要報告 ●第2号議案 平成17年度収支報告承認の件

●第3号議案 平成18年度事業計画（案）承認の件 ●第4号議案 平成18年度予算（案）承認の件

総会後、事前に提出された意見・要望書をもとに放置自転車確認業務等の官公署業務の民間委託や成年後見制度の各単位会の取り組みについて意見交換した。

なお、この日は百万石まつりの日であり、意見交換終了後1時間半程度、百万石行列を見学した。また、懇親会では、主計町の方々が長唄を披露するなど、皆様に金沢の雰囲気を十分に楽しんでいただいた。

ADR手続実施者養成研修会 参加報告 (ファーストステップ)

小松支部 近藤守

去る6月8日から6日間、日行連主催の「ADR手続実施者養成研修会(ファースト・ステップ)」に、私の他に二人の会員と共に参加してきました。以下、簡潔に感想を含めた報告をいたします。日行連のADRへの取り組み方針の基本は、以下のようになっています。

1. ADR参入の目的 ①社会貢献事業の一環 ②行政書士の社会的地位の向上と行政書士制度の基盤強化
③ADR代理権獲得への礎
2. ADR機関の運営主体 ①全国の単位会にADR機関の設置を目指す
②日行連の役割…各単位会のADR機関設置を総覧。各種研修等実施 ③認証ADR機関を目指す
3. ADR機関が取り扱う紛争分野 ・各単位会が取扱分野を定める
4. ADR機関が採用する調停の方式 ①自主交渉援助型(facilitative mediation：対話促進型調停、促進型調停)を基本とする。
5. 運営モデルケースの確立—各地協プロックに1機関程度
6. 手続実施者育成の研修 ①予定科目 ・調停人養成プログラム…日行連が企画立案、研修センター実施
※ファースト・ステップ：ADRガイダンス、調停人養成講座（初級）
※セカンド・ステップ：社会心理学の応用、調停人養成口座（中級）
・司法・法定業務の研修…地元大学等との提携研修や各単位会が実施
②受講者の選定—ロールプレイ等の関係で概ね30名程度
③法令順守と倫理研修 ・事前担保措置…研修の実施と受講義務。行動規範の設置
・事後担保措置…法令、倫理、行動規範等の違反者に対する制裁措置

今回の研修は、上記「6. 手続実施者育成の研修」のうち、調停人養成プログラムのファースト・ステップ（第2弾）に該当するものです。

さて、実際の研修内容は、当初予想していたものとは全く異なり、行政書士がADRに参入することのあり方自体の再検討を求めるものでした。研修に参加するまでは、行政書士としての関与形態は、いくら「自主交渉援助型」といっても、基本は「調停」あるいは「和解の仲介」なんだから、紛争を有している当事者双方の言い分をよく聞いて、法律的な知識・技術を土台として双方が納得する和解案を提示し、解決に導いてゆく…という「姿」を想像していたのですが、今回の研修で学んだことは、そのほとんどを否定するものだったからです。しかしながら実際に受けた研修内容は非常に有意義でした。「メディエーション」の入門研修において、相手の話を聞く「アクティブラシング」の技法や経済産業省が作成した調停人養成プログラムに基づく様々なコミュニケーションスキルや調停のトレーニングは、極めて貴重な体験であり、今後の私の行政書士としての業務スタイルにも多くの影響を与えてくれたものでした。

今年度中には、調停人養成中級編としてのセカンド・ステップも予定されていますので、まだ研修途上ではありますが、石川県行政書士会が計画するADR機関のあり方の検討に積極的に関与し、研修の成果を還元できるようにしたいと考えています。

平成18年度 第2回理事会

8月1日(火)午後1時30分より、織維会館2F会議室にて第2回理事会が開催された。理事役員27名中24名が出席したほか、関係事項についてIT特別委員1名及び金沢ナンバープロジェクトチームより1名が参加し、報告説明を行った。会議の開催に先だって日行連、中地協、日政連の伝達表彰式が行われた。栄誉ある受賞者の方々は次のとおりです。

◆総務大臣 表彰

前多 利彦（小松支部）
倉本 守（金沢支部）



◆日行連会長 表彰

京念 昇（小松支部）
浅井 廣史（加賀支部）
八木 史郎（輪島支部）

【報告事項】

- (1) 日行連総会及び理事会報告（茅野会長） 日行連総会に
石川会から28本の質問書を提出
- (2) 中地協総会及び理事会報告（茅野会長）
- (3) その他①士業団体協議会報告（宮川副会長）
②支部長会報告（寺田支部長会長）
③中国研修旅行報告（的場総務部長）
④日行連ADR研修会報告（近藤理事）



【審議事項】

- (1) 各部・各委員会活動報告について（事業計画は次頁参照）

- ◆総務部 総会運営の反省点について
 1. 審議時間の確保
 2. 質問に対する事前協議の徹底
 3. 情報公開規則の制定
- ◆経理部 第1回経理部会 4月4日、予算管理表
- ◆法規企画部 日行連情報公開規則
- ◆広報部 会報いしかわ第40号発刊作業（全行団、ワイズの広告掲載）、年間広告予算
- ◆業務指導部 金沢大学ADR研修（相続等）開始、成年後見研修実施
- ◆監査部 使用済職務上請求書確認作業、無料相談会開催日決定
- ◆IT特別委員会 会員専用サイト「会員の部屋」登録者数、設定グループ、会報いしかわ投稿受付
- ◆ADR特別委員会

5月2日業務指導部と合同会議開催、ADR無料相談会の継続決定、金沢大学ADR研修の受講者21名決定、日行連ADR実施者研修に3名派遣、金沢弁護士会からのADR研修に関する質問書に対する説明

- ◆試験対策特別委員会 行政書士試験 実施日 11月12日(日) 場所 金沢市堀川町、石川医療技術専門学校
- ◆金沢ナンバープロジェクトチーム 自動車整備振興会へ要望書提出（甲種封印受託者の委託範囲の緩和の申し入れ）

平成18年度 事業計画

総務部 的場 晴次

1. 職務上請求書の取扱いについて

石川県及び金沢市より職務上請求書のより一層の慎重な取扱いを望むとの要請があるので、監察部と共同で会員への周知徹底を図りたい。

2. 会則の見直しについて

法規企画部と共同で会則の見直しを行う。

3. 会費長期滞納者への対応について

経理部と共同で会費長期滞納者の会費徴収を行う。

経理部 杉本 喜和

1. 経理部会の開催

第1回 18年4月4日 第2回 18年9月上旬

2. 経理審査会の開催

年6回（6月7日、8月8日、10月4日、12月5日、2月6日、4月5日）

3. 重点施策

- ①会費未納の状況把握に努め、早期解消を図る。
- ②経理資料等公開要求についての対応を検討する。
- ③公益法人会計原則への対応について検討する。

法規・企画部 端井 義之

1. 情報公開規則の制定について

2. 会則・規則の再検討（総務部共管）

3. 報酬額に関する統計調査

広報部 河越 俊雄

1. 行政書士制度強調月間の実施（平成18年10月1日から10月31日）

①「行政書士電話相談」の開設 平成18年10月2日（月）～10月4日（水）

②各支部における「行政書士無料相談会」の実施

10月1日実施（金沢支部）ジャスコもりの里、平和堂アルプラザ金沢
(七尾支部) 平和堂アルプラザ鹿島
(輪島支部) ショッピングセンター ファミイ

10月2日実施（小松支部）平和堂アルプラザ小松

③市町村広報紙掲載依頼（広報紙担当者に文書で発送）

④北國新聞の広告掲載

9月30日（土）付全15段（1面広告）広告協力会員の氏名、電話番号を掲載

⑤中日新聞の広告掲載 9月30日（土）付（半5段）

⑥テレビコマーシャル（9月28日から9月30日）

石川テレビ 15秒スポット（24本）、MROテレビ 15秒スポット（20本程度）

⑦報道関係各社を直接訪問し、取材依頼

新聞社、ラジオ局、テレビ局各社を直接訪問し、取材依頼をする。

石川県庁記者クラブの報道各社に取材依頼

⑧MROラジオの番組に出演し、行政書士電話相談、街頭無料相談会をPR

2. 会報いしかわを発刊

年2回 8月と1月に発刊。

3. 新聞広告の掲載（1月～2月上旬）

行政書士業務内容等のPRのため、会員有志の負担にて北國新聞に広告掲載。

4. ADR設置計画にともなう無料相談会（毎月第2水曜日）金沢、小松、七尾

5.5cm×7cmの広告掲載（北國新聞 第1面下）。

業務指導部 丁子 泰征

1. 金沢大学とのADR（裁判外紛争解決）研修会 全12回（P15 参照）

2. 出張封印について

甲種受託者による出張封印取付作業代行実施者の推薦について全会員に通知したところ新たに推薦依頼があり、8月7日審査会開催の上、石川県行政書士会として、社団法石川県自動車整備振興会に推薦予定。金沢ナンバー導入に間に合うよう実施予定。

3. 研修計画

会社法施行に伴う、建設業法との関連事項についての研修を9月頃開催予定。

今後のテーマについては会員の皆様の要望等を取り入れながら実施予定。

監察部 八木 史郎

1. 職務上請求書（控）チェック作業について（毎月1回実施）

2. 行政書士制度強調月間

①10月の行政書士制度強調月間を通じ、行政書士制度の一層のPRに努める。

・官公署窓口でのポスター掲示、警告プレートの設置（各支部）

・報道機関各社へ訪問、PR（広報部と合同）

・行政書士電話無料相談会（本会）及び面談無料相談会（各支部）の実施。

②非行政書士行為への対応

防止対策

・県並びに事業団体への文書送付

・行政書士証票の携帯推進

調査、措置

・非行政書士行為の事例報告（会員）

・申請窓口での調査（行政）

・対象者への注意、警告（無資格者）

輪島支部特集



輪島支部
支部長 八木 史郎

経蔵



僧堂（坐禅堂）

鐘楼



平成18年度支部総会が4月22日(土)能登町「百楽荘」において本人出席12名委任状出席9名欠席3名にて開催されました。本会より茅野会長の出席を賜り本会の最近の業務状況等の説明がありました。

珠洲支部との合併後、最初の総会となり議案審議がスムーズに全て終了しました。引続き業務研修会が開催され「税について」の議題で相続、贈与等についての説明が行われました。会員各位から質問等が出され有意義の内に終了することが出来ました。

懇親会は九十九湾に面しており洋上に浮かぶ船上のごとく能登の美味しい魚を堪能しました。

今回は、輪島支部特集として平成18年2月1日門前町と合併により新輪島市が誕生しました。会報いしかわの表紙写真として曹洞宗大本山總持寺祖院が脳裏を横切り7月8日(土)朝早速現地に出向き案内図を持って場内を巡回して山門と経蔵に的をしづりシャッターを切りました。以下場内の施設を一部紹介します。

また門前町では、現在總持寺通りでは古い建物の整備（増改築）等が実施されています。一部公的資金も導入されて、町名にふさわしい外観形成がなされ、また色彩等においても調和のとれた大変よい街並みが出来る事と思い将来が楽しみです。

また当地には猿山灯台に通ずる景色のよい道も続いている。海に面した絶景の紅葉が最もきれいな所です。

輪島の中心街地においても先般映画「釣りバカ日誌17」のロケが実施され、輪島の大祭が再現されました。近々上映となりますので是非見て下さい。

また、輪島には、おいしい食べものと自然がいっぱいです。一度休養を兼ねて訪れてはいかがですか。



交通のご案内



平成18年度 支部総会



輪島支部 事務所紹介

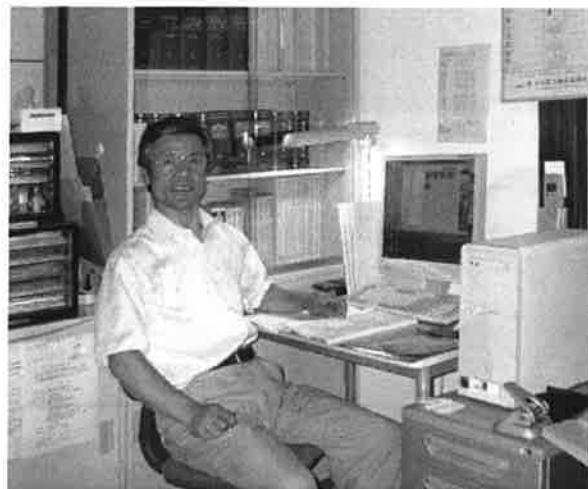
行政書士・土地家屋調査士 **ねばた事務所**
事務所：鳳珠郡穴水町字川島ろの55番地3

受託案件の重要度・緊急度を理解して仕事にかかる事は当然のこととは言え、ヒヤヒヤしながらも何とかクリアできた時、業務経験2年余りの駆出しひとつはいつもの事ですが、その達成感というより安堵感が大です。

顔見知りの工事業者から、3日後に建物解体に取り掛かりたいので至急に手続き(建築物除却届とリサイクル法許可)をしてほしいとの依頼。一方では、飲食店営業で大安吉日の開店内のチラシ印刷まで発注を済ませ後は検査・許可を待つだけの依頼者あり。こうなると、一でやっている事務所としては、土木事務所、保健所、業者、現地間を自分で行ったり来たりするしか手がありません。その間に役場から電話が欲しいとの伝言で、もしや先週出した農転不備かー?と気懸かりが更に増大。

終わった後には「ああ今回もツイてたなー」といつも思われます。

小さな町ですが行政書士も同様に少ないので、いつか来るかもしれない未経験の事案など想定し日ごろの準備・雑学もと思いつつ、いざ依頼がくると心の内は毎度ドタバタ状態です。



輪島塗
(産地商標名)

能登の風土が育てた文化の香り

■産地の沿革・製品の特徴

近年の考古学調査によって、約6,000年以前の縄文時代により、漆の樹液が縄文人によって用されていたことが明らかになりました。

その最古の漆塗り製品は、能登半島田鶴浜三引遺跡から出土した漆塗堅櫛です。

このように縄文時代より現代に至るまで、脈々とその伝統を受け継いできたところが能登半島であり輪島塗です。その輪島塗を見たり、触れたりできる施設をご紹介します。



輪島漆器会館



石川県立輪島漆芸技術研修所



石川県輪島漆芸美術館

1階は様々な輪島塗が並ぶ販売フロア。2階は、安土・桃山時代から明治初期までのおよそ4000点にも及ぶ輪島塗ゆかりの品が展示されるされる漆器資料館になっています。

輪島市河井町24部55番地 TEL: 0768-22-2155

◎時間：午前8時30分～午後5時（年中無休）

◎入館料：大人200円・高校生150円

中学生100円・小学生無料

1967年に設立された漆芸技術者の養成機関。「芸は人なり」を基本に、高度な伝統技術の伝承を目指しています。

輪島市金屋谷町1字30番地 TEL: 0768-22-7000

日本初の漆芸専門美術館。輪島塗を始めとする世界の漆芸にふれあうことができます。

輪島市水守町四十戸11番地 TEL: 0768-22-9

◎時間：午前9時から午後5時まで

◎休館日：年末（12月29日から31日まで）

展示換えによる臨時休館日あり

◎入館料：一般600円 大・高学生300円

中・小学生150円

支部だより

金沢支部



平成18年度 上半期 金沢支部 事業報告

支部長 寺田 隆

1. 会議の開催

- (1) 定時総会 ホテルイン金沢
5月12日(日) 午後4時00分～
・17年度事業及び決算の報告並びに承認
・18年度事業計画及び予算の提案並びに承認
- (2) 役員会
第1回役員会 織維会館2階会議室
4月8日(土) 午後1時30分～
・18年度総会議案書の件
- 第2回役員会 織維会館2階会議室
7月20日(土) 午後1時30分～
・強調月間の件
- (3) 部長会
第1回部長会 織維会館3階支部会議室
6月19日(月) 午後5時30分～
・事業計画実施の件
- (4) 会計監査
4月8日(土) 午後4時30分～
・17年度の会計監査

2. 支部活動

- (1) 研修会
第1回研修会
アクアリゾート ルネスかなざわ
8月4日(金) 午後1時30分～
・行政書士用電子証明書の購入方法
・電子証明を用いた会社設立の実際
- (2) 行政書士制度強調月間の活動
7月20日(木)無料相談会場設置許可の挨拶廻り
・ジャスコ社の里店・アルプラザ金沢店
8月4日(金)市内公民館ちらし配布依頼
(配布は8月9日以降)各市町村広報誌掲載依頼
- (3) 無料相談会
金沢市無料相談会の実施
(石川県生涯学習センター)
4月12日(水) 午前9時00分～ 的場、下出会員
5月10日(水) 午前9時00分～ 寺田、茅野会員
6月14日(水) 午前9時00分～ 中川、西山会員
7月12日(水) 午後1時00分～ 勝尾、向井会員

8月9日(水) 午前9時00分～ 的場、上岡会員
白山市無料相談会の実施

(ジョイモール2階プラスあさがお)

4月13日(木) 午後1時00分～ 上戸、山本会員
5月11日(木) 午後1時00分～ 丁子、上田会員
6月8日(木) 午後1時00分～ 勝尾、山本会員
7月13日(木) 午後1時00分～ 谷口、上戸会員
8月10日(木) 午後1時00分～ 丁子、上岡会員

七尾支部



平成18年度 七尾支部 定時総会

支部長 端井 義之

平成18年度七尾支部定時総会は、平成18年5月21日午前10時より七尾市ホテルのど楽に於て、委任状を含め26名参加で開催されました。来賓として本会よりご出席をいただいた茅野勇平会長から祝辞を頂戴した。

議事においては、先ず平成17年度事業報告・決算報告がなされ、垣内典穂監事による事業報告があった後、原案通り全会一致で承認可決された。その後、新入会員となった越田隆会員、杉木新一会員、沢井克巳会員、3名の会員の自己紹介があった。次に、平成18年度事業計画及び予算案の提案説明がなされ、それぞれ原案どおり満場の拍手で承認可決された。

次いで、補欠役員の選任について審議がされ、林登志子会員、高村大與会員がそれぞれ幹事に選任され総会を終了した。

総会終了後、引き続き業務研修会が開催され、「一般貨物自動車運送事業経営許可申請について」を研修テーマとし、講師の金沢支部会員大澤巖先生が作成された40頁にも亘る研修資料により講議して頂きました。行政書士として、これから実務に役立つ大変有意義な研修会であったと思っております。

その後、懇談会が開催され、今年は14名の会員の参加もあり、会員相互の親睦を一層深めることができた。

小松支部



支部長 楠 喜弘

平成18年5月19日(金)小松支部定期総会を市民センターにて、本会より浅井副会長臨席のもと開催致しました。(支部会員36名、出席27名内委任出席9名)

各議案審議については活発な質疑、意見交換がなされその後滞りなく可決承認されました。

7月29日(土)これは小松支部の恒例行事になりつつありますが、バーベキュー大会を会員と家族、補助者、その家族を交え開催しました。場所は木場潟公園内にある屋根つき広場で雨天でも開催可能なところです。

参加者は20名で皆さん和気藹々と旧交を温めたひと時でした。バーベキューは午後3時から6時頃まで行いましたが、支部ではこれに先立ち1時から3時まで研修会も開催しました。研修内容は「経審の実務」と題しまして当支部会員の京念昇氏に、また「木場潟の自然と環境問題」と題しまして同じく土田準氏に講義をしていただきました。どちらも大変意義ある研修会でした。

また今後の支部活動ですが、新会員、これから

建設業関係を手がけようと云う会員、補助者を対象に経審についての勉強会を徹底的にやる予定です。

場所は小松市公会堂会議室で、8月21日(月)・28日(月)の二日間で午後6時30分から9時までの集中講義です。講師は京念氏にお願いしております。

そのほかでは、10月の強調月間の無料相談会に向けての準備中と云ったところが小松支部の近況です。



職務上請求書の使用について

監察部長 八木史郎

近年の行政書士法改定により、法人制度の創設や業務範囲の拡大が図られ、ますます行政書士の活躍の場が広がってきております。そのような状況下において、他士業との業務上の線引きもだんだんグレーゾーン化しつつあるように思われます。従って、今後より一層の研鑽と注意を払わなければ、違法行為や他士業とのトラブルに巻き込まれかねません。

ここでは、職務上請求書の使用について取り上げ、不正使用や違法行為が無いように注意を促したいと思います。

「職務上請求書の取り扱いに関するガイドライン」によれば、職務上請求書の使用等に際しての留意事項の中に、次のように記載されています。

- ①「職務上請求書」の使用による請求は、行政書士がその職務上必要とする場合に限って認められているものであって、職務と関係なく使用することは不正使用に該当する(以下省略)。
- ②「職務上請求書」の【使用目的】及び【提出先】欄は、行政書士の職務上請求に該当することが明確になるよう、具体的に記載すること。

以上のことはとても重要なことであり、これらのことを行ことによって職務上請求書の不正使用を無くし、ひいては職務の違法行為をも減ずる効果があるものと思います。

但し、上記②で職務上請求書の記入欄において「依頼者」を記載するには、職務上請求者の不正使用防止の観点からも、必要かつ重要なことであると思います。

従って職務上請求書の使用に関して、使用上の留意点及び記入上の留意点を遵守することが最も重要なことであると思います。この点を強調して、職務上請求書の不正使用が起きないよう、業務の適正化に努めていきたいと思います。

研修会報告

金沢大学との産学連携による 裁判外紛争解決(ADR)に関する研修会について

業務指導部長 丁子 泰征

■研修会開催

(1) 金沢大学とのADR(裁判外紛争解決)研修会

第1回	導入	福本助教授	(6/3実施)
第2回	ADR概論 行政書士とADR	福本助教授	(7/8実施)
第3回	相続に関する事例研究①	権見教授	(7/22実施)
第4回	相続に関する事例研究②	権見教授	
第5回	相続に関する事例研究③	権見教授	
第6回	相続に関する事例研究④	権見教授	
第7回	相続に関する事例研究⑤	権見教授	
第8回	相続に関する事例研究⑥	権見教授	
第9回	民事訴訟法①訴訟による紛争解決手続きについて	福本助教授	
第10回	民事訴訟法②訴訟による紛争解決手続きについて	福本助教授	
第11回	行政手続法	米田助教授	
第12回	行政手続法	米田助教授	

(2) 成年後見研修(平成18年7月21日実施)

- ①成年後見制度の概要 金沢家庭裁判所 相原慰徳主席書記官
- ②任意後見契約書作成の実務 金沢合同公証人役場 鎌木重明公証人
- ③任意後見制度における行政書士の役割

神奈川成年後見サポートセンター 真達 格理事長

(3) 今後の予定

- ①会社法施行に伴う建設業法への影響などに関する研修を計画。
- ②今後のテーマについては、会員の皆様の要望を支部研修とも調整を図りながら、できるだけ取り入れていきたいと考えています。御要望をお寄せください。

■研修会についての報告



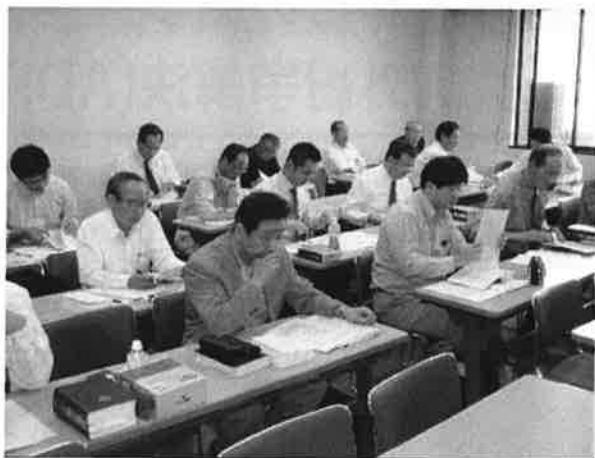
平成18年5月9日、金沢大学法学部と石川県行政書士会とが覚書に調印し、裁判外紛争解決(ADR)研修会が6月3日よりスタートしました。

第1回(6月3日実施)、第2回(7月8日実施)の研修は民事訴訟法がご専門の福本知行助教授より研修を受けました。第1回は、司法制度改革の流れと、行政書士とADR業務の経緯を概観した上で、行政書士が今後ADRにどのような形で関与することになるのか、その見通しと可能性についての講義、第2回では、今後私たち行政書士が明確に認識しなければならない、裁判外紛争処理と裁判による紛争

処理の違い、「調停」の意味など、紛争解決手続におけるADRの位置付けについての講義でした。福本先生は、今回研修を機に裁判外紛争解決(ADR)と行政書士の関係を研究テーマの一つとして取り上げられたようで、講義内容は、具体的でしかも核心を突き、時として「行政書士はADRに携わるにあたり、どんな差別化を考えているのか」といった鋭い問い合わせがあり、90分が緊張の連続で

研修会報告…金沢大学との産学連携による裁判外紛争解決(ADR)に関する研修会について

とても短く感じられます。次回から民法がご専門の大学院法務研究科長権見由美子教授による研修で、第3回は相続法概論として、民法における財産移転の一つとしての相続の意義から始めて、相続法の歴史的変遷と、相続における幾つかの基本的事項について、第4回、第5回は相続法各論として、相続の効果に関して、896条の包括承継の原則とその例外をなす祭祀財産の承継・一身専属権性の問題について、具体的に相続財産の範囲について事例中心に、例えば、慰謝料請求権・ゴルフクラブの会員権・恩給や退職金・住宅関係の居住に関する権利・相続と無権代理・預金債権・債務の相続などの講義となる予定です。



■パブリシティ



▲研修の講師をしていただいた先生

【北國新聞】平成18年5月10日

■その他のご案内

(1) 出張封印取付作業代行実施者の推薦

出張封印取付作業代行実施者について適格者を推薦

(2) 今後とも、各情報を極力、会員の皆さんに提供していきます。

(3) 屋外広告物登録について

先に、石行発第105号文書でご案内致しました屋外広告物登録について石川県屋外広告物条例改正のポイントを掲載いたします。(石川県ホームページより抜粋)

石川県（金沢市域を除く県域。以下同じ。）内で「屋外広告業」を営む場合は、知事の登録を受けなければなりません。屋外広告物法の改正に伴い、石川県屋外広告物条例が改正され、平成18年4月1日から施行されます。この改正により、石川県で屋外広告業を営もうとする方は石川県に屋外広告業登録の申請をしなければなりません。

※「金沢市域」で「屋外広告業」を営む場合は、県への申請とは別に、金沢市への登録の申請が必要です。

※届出制度は平成18年3月31日(金)までとなります。平成18年4月3日(月)からは登録申請のみとなります。(届出制度は廃止)

(4) 金沢ナンバーについて

金沢市、かほく市、津幡町、内灘町において本年度金沢ナンバーの導入がなされ、行政書士業務の拡大が期待されます。関連情報をご案内致します。

「新たな地域名表示ナンバー（ご当地ナンバー）への交換について」と題して、平成18年6月30日付けで、国土交通省自動車交通局技術安全部が下記のホームページ上で内容を通達、金沢ナンバーに関連した内容文を掲載しています。行政書士関与可能範囲など不明点については、行政書士業務拡大に結び付けるべく、石川県行政書士会金沢支部を中心として、関連先へ確認中です。

国土交通省ホームページ　自動車交通局技術安全部　平成18年6月30日
アドレス参照　<http://www.mlit.go.jp/>

本日開催された「第4回 新たな地域名表示ナンバー（ご当地ナンバー）連絡協議会」において、現在使用中の自動車のナンバーをご当地ナンバーへ交換する場合、運輸支局等に自ら直接自動車を持ち込んで行う交換以外に、交換を希望するユーザーの利便を考慮して、下記の方法による交換も行うこととし、今後、対象地域の各自治体、運輸支局等、関係団体及び自動車販売店等の間で具体的な取扱いについて協議していくこととなりました。

1.自治体のご当地ナンバーに関するイベント等を利用した交換

ナンバー交換希望者が運輸支局等で行うべき手続について、事前に自治体の窓口で取次ぎを行い、自治体の主催するイベント会場等で、ユーザーが持ち込んだ自動車のナンバー交換を行う。

2.自動車販売店等における交換

新車ディーラー、中古車販売店のうち、取扱いを希望する店舗においても、ご当地ナンバーへの交換手続きの代行及びナンバーの取り付け、封印ができるようになります。ご当地ナンバーは、新規登録される自動車や移転登録・変更登録によりナンバー変更される自動車から、順次、新しい表示ナンバーを交付することとしていますが、現在使用中の自動車についても、ご当地ナンバーへの交換を希望する場合には交換できるようにすることとしています。

ご当地ナンバーは、新規登録される自動車や移転登録・変更登録によりナンバー変更される自動車から、順次、新しい表示ナンバーを交付することとしていますが、現在使用中の自動車についても、ご当地ナンバーへの交換を希望する場合には交換できるようにすることとしています。

行政書士会 中国視察旅行

総務部長 的場 晴次

当会始まって以来初の海外研修旅行に茅野会長を団長に会員14名が参加しました。この目的は日本の国際化が進むにつれて行政書士の国際業務が増加する中で、先ず会員が自らのパスポートを取得し、ビザとは何か、入国・出国手続きがどのように行われるかと言う事を実際に体験していただくと共に、経済発展が著しい中国の現状を見ることで中国人の在留資格申請手続きの一助にでもなればと思い企画致しました。

6月29日小松空港での出発式を終えてさ～出発というときに最初のトラブルが発生しました。上海からの中国東方航空の飛行機が遅れて到着し、小松空港を30分遅れで出発し上海に到着。上海市内は相変わらずの交通渋滞で、石川県上海事務所には午後5時30分に到着。直ちに石川県職員の西尾和秀氏より中国及び上海の現状説明を受け、会員との意見交換の後、再び上海空港に引き返し、西安空港行きの飛行機に乗り込みましたが、この飛行機も1時間遅れで出発し、西安空港から西安のホテルに入ったのは30日の午前零時でした。

西安のホテルでは元菜香樓副支配人の翁才龍氏に出迎えて頂き、茅野会長、宮川副会長、私の三人と翁氏とで明日の西安の行動を打ち合わせし、眠りについたのは午前2時でした。

30日午前8時に気温はすでに30度を越す中ホテルを出発、西安市内の視察では三藏法師がインドから持ち帰った經典を訳した大雁塔に登った後、西安博物館を訪れ130万年前の頭蓋骨から現代に至る西安（昔の長安）の歴史を学び、中国の歴史の深さに圧倒されるのみでした。午後は気温38度の中を兵馬俑坑を見学、その規模の大きさに秦の始皇帝の絶大なる権力は想像を遥かに越えるものでした。

西安市内を移動中リヤカーを引く市民、ロバで荷車を引く市民の横をベンツやアウディの高級車が走りすぎる光景を見て、中国の貧富の差を垣間見る思いでした。また、旧市街では物乞いの姿、5～6歳の少女が観光客に一輪のバラの造花を売る姿を見て、戦後間もない日本の時代を思い出すと共にバラの造花を買うまでしつこく付きまとう少女の商魂の逞しさには複雑な思いが胸を過ぎりました。

翌日は午前7時にホテルを出発、西安空港9時発の飛行機で再び上海に戻り、上海市内の豫園等を見学、豫園の人多さと活気ある街に経済成長真っ盛りの中国では、このまま中国の経済成長が続

くことは地球の資源が続くのか、環境は保てるかと不安に駆られました。（日本の経済成長はどうなのかと反論されると返す言葉もありませんが。）

上海の夜は、私一人上海市内在住で石川県出身の企業コンサルタントの友人と情報交換を行い、彼の案内で夜の上海のアバンチュールを楽しみました。



上海石川県事務所で真剣に研修を受ける会員



中国・上海の現状を熱心に説明する
石川県上海事務所の西尾和秀氏

上海市内をタクシーで移動し、タクシーを降りる時に上海の現実に遭遇しました。それは友人がカードでタクシー料金を払おうとしたのですが、運転手がそれを拒否して、友人と運転手で言い争いが起きました。結局、カードでの支払で済ませたのですが、友人曰くには運転手は現金を要求しそのサヤを抜いて自分の懐に入れるのが上海では当たり前のように行われているとのことです。中国でも金儲け主義が横行しているようです。

最後の日は午前7時にホテルを出発し、午前9時20分発の小松行きの飛行機で帰るために上海空港で飛行機を待つ間に、日本人の「旅の恥はかき捨て」との諺を現実に見てしまい後味の悪い思いがしました。

それは、岡山空港に向けて出発する飛行機の時間が過ぎてもまだお土産の買い物に走り回る日本人、出国手続きに手間取り時間を過ぎて出国ロビーに駆け込んで来る日本人、航空会社の日本人社



秦の始皇帝の墓を守る兵馬俑



上海雜技団



三藏法師が経典を訳したという西安の大雁塔

員が乗客に乗り遅れの無いように大声で叫びながら走り回る姿を見て、日本人の悪しき様に我ながら恥ずかしい思いがしました。

いよいよ、小松空港行きの飛行機に乗り込みましたが、出発予定時刻が大幅に遅れ、小松空港に無事着陸したのは2時間遅れでした。

今回は時間に遅れ、時間に追われた研修旅行となりましたが、全員が無事帰国できたことに感謝し、今回の研修がそれぞれの今後の業務に生かされる事を願って、私の報告とさせていただきます。



上海の街

全国女性行政書士交流会in山梨に参加して

輪島支部 大森 千歌子

第17回全国女性行政書士交流会が、7月1日(土)2日(日)の2日間にわたり、甲府市で開催され、全国から71名が集いました。石川会からは、大星三千代会員と大森千歌子が参加いたしました。

第1日は、午後1時交流会開催式で、山梨会菅沼早知子世話人代表の開会の挨拶があり、来賓、山梨行政書士会阿部敏夫会長の挨拶、来賓紹介、祝電披露等がありました。

第1部は講演「幸せの十ヶ条」よく死ぬことはよく生きること。在宅ホスピス医からのメッセージと題し、「最期は家で」という望みを叶える医療をと在宅でのホスピス医療をスタートされている、ふじ内科クリニック内藤いづみ院長の講演を聴きました。

ホスピスとは、末期ガンなどの患者さんで積極的な治療ができないという段階になった方をケアする医療の形です。

一般的にはホスピス病棟で行う場合が多いのですが、それを在宅でやっているという。つまり往診によって患者さんが、最後の日まで住みなれた家で過ごせるように、看護師や家族とともに全力でサポートする。「家族と一緒にいられてうれしい」等の言葉をもらい、自分も救われるなど、先生の体験の中からの話でした。

幸せの十ヶ条を学びました。

- 一.週に3回以上、30分以上の運動をする。
- 二.自分が恵まれていることを5つ上げ、「ありがとう」という。
- 三.自分の伴侶と1週間に1回、1時間以上おしゃべりをする。
- 四.植物を育て、大切に可愛がる。
- 五.テレビの鑑賞時間をいまの半分にする。
- 六.知らない人に向かって1日1回あいさつをする。
- 七.長いこと会っていない友人に会う約束をする。
- 八.一日に1回、大笑いをする。
- 九.自分に毎日ごほうびをあげる。
- 十.ひとに役立つことを1日1回以上する。

この幸せの十ヶ条を1つずつ実行していくたい。そして石川会の皆さんにも、この「幸せの十ヶ条」を贈りたいと思いながら講演を聞きました。

第2部、グループ懇談会では、テーマ別に、グループに別れて懇談し、そのまとめをグループ代表が発表する方法で行われました。

テーマ1 業務開拓

テーマ2 IT化への対応

テーマ3 仕事と家庭の両立

テーマ4 その他

日頃の経験や、今後への要望、IT化により行政書士業務がやりにくくなってきた等、広範囲にわたる発表でした。

第3部、懇親会では、山梨行政書士会会长、副会長さん方を来賓に迎えて、盛大な会となり、多くの情報交換などができ、交流を深めました。第2日目は施設見学などでした。山梨会でお世話をいただきましたが、本当に細部にわたる心づかいに、ありがたく、感謝の気持ちでいっぱいでした。

全国女性行政書士交流会では、すばらしい仲間との出会いで、パワーをもらって、今後のがんはりが生まれると感じております。平成19年は愛媛県で開催されます。石川会から多くの会員が参加できますように願い報告といたします。



平成18年度

女性行政書士交流会石川会定時総会 開催

女性行政書士交流会石川会会长 大森 千歌子

女性行政書士交流会石川会の平成18年度定時総会が、7月29日(土)午前11時より、和倉温泉「渡月庵」会議室において開催されました。

来賓の石川県行政書士会太田勉副会長より、祝辞をいただきました。行政書士会の近況や、今後の取り組みについてもお話ししていただき、熱心に質問も出るなど、有意義な一時でした。

議案審議に入り、平成17年度事業報告ならびに決算報告、平成18年度事業計画(案)ならびに予算(案)が提案され、いずれも承認されました。次に役員改選となり、前年度役員留任となりました。

平成18年度も事業計画にそって、一泊研修会や親睦会などを開催し、研修をかさね、女性の特性を生かして、業務の拡大に、又会の発展に努力していきたいと思っております。

楽しく、意義のある女性行政書士交流会石川会をめざしていきたいと思いますので、女性行政書士のみなさんご加入くださるように、お願ひいたします。

女性行政書士交流会石川会
に加入は年会費¥2,000-です。
ぜひ“ご加入ください”



会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成18年度分会費未納の方にご請求申し上げます。
何かとご多忙のことと存じますが、右記へ至急納入賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。
なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も右記へ納入お願ひ申し上げます。

記

1. 平成18年度会費 金72,000円
納 入 方 法 払込取扱票により納入下さい
お 振 込 先 石川県庁内郵便局
口座番号 00750-6-55558
口座名義 石川県行政書士会
2. 日本行政書士政治連盟
平成18年度会費 金5,400円
納 入 方 法 払込取扱票により納入下さい
お 振 込 先 石川県庁内郵便局
口座番号 00720-1-74073
口座名義 日本行政書士政治連盟 石川県支部



平成18年5月、新「会社法」施行 会社制度が大きく生まれ変わりました!

～新たな会社類型は「株式会社」・「合名会社」・「合資会社」・「合同会社」の4類型～

第162回国会において新「会社法」が可決・成立し、18年5月に施行されました。

新「会社法」では、商法第2編や有限会社法、商法特例法などの各規定を一本にまとめて条文を再編成し、現代語表記により分かり易くされるほか、会社制度に関して多岐にわたる実質的な改正(規制の見直し)もなされております。そこで、新「会社法」の主な改正点について、特に中小企業に関連の深い事項についてお伝えします。

有限会社制度が廃止されました！

～株式会社と有限会社を「株式会社」としての統合～

新「会社法」では、有限会社制度が廃止され、株式会社制度に一本化されます。同法施行後は有限会社の新設はできなくなりますが、既存の有限会社は「特例有限会社」として存続することになります。

※「特例有限会社」…既存の有限会社は「有限会社」を用いた商号のまま、法的には株式会社として取り扱われます。

◆特例有限会社として存続するのに、特別な手続きは不要！

- 既存の有限会社は、新「会社法」施行により自動的に特例有限会社に移行することとなり、そのための定款変更や登記申請等は原則不要です。引き続き「有限会社」の商号使用が認められ、特例有限会社としての存続期間の制限もありません。
- 特例有限会社は、新「会社法」上では株式会社となり、「有限会社の定款」は「株式会社の定款」、「社員」は「株主」、「持分や出資口数」は「株式や株式数」と読み替えられます。

◆特例有限会社から株式会社への移行は商号変更と登記だけ！

- 特例有限会社はいつでも株式会社の商号を使用する通常の株式会社に移行することができます。また、「譲渡制限株式会社」に移行すると、株式会社の商号を利用しながら有限会社制度に準じた簡易な規制を選択することもできます。
- 移行手続きは、①商号を株式会社を用いたものに変更する旨の定款変更の株主総会の決議、②特例有限会社の解散登記及び株式会社の設立登記となります。

※「譲渡制限株式会社」…全ての株式の譲渡について、会社の承認を必要とする旨の定めを定款に置いている株式会社のこと

◆特例有限会社のまま存続するメリット

- 取締役・監査役の任期制限がない。(譲渡制限株式会社では、最大で任期10年まで延長することができます。)
- 決算公告義務がない。(株式会社には決算公告義務があります)
- 慣れ親しんだ商号を引き続き使用できる。
- 商号変更に伴うコスト(名刺・看板・ハンコの変更費用等)が不要である。

◆株式会社へ移行するメリット

- 対外的信頼性の向上が期待できる。
- 会計参与、会計監査人を設置できる。

新たな会社類型 <合同会社日本版LLC> が創設されました！

新たに創設される「合同会社」は、出資者の全員が有限責任社員で構成され、組織の内部ルールにおいて株式会社よりも自由な期間設計などが認められる新しい会社類型で、会社設立コストを低く抑えることができるなど、創業やジョイントベンチャーなどで活用が期待されています。

「最低資本金規制」が撤廃されました！

- これまで債権者保護の観点から最低資本金制度（株式会社1000万円、有限会社300万円）が設けられていましたが、新「会社法」では最低資本金制度が廃止され、これまでよりも会社設立が容易となります。
- 最低資本金規制の撤廃により、既存の株式会社・有限会社とも資本金を1円まで減少(減資)させることができます。

※減資の手続きには、原則として株主総会の特別決議が必要です。

全ての会社類型で社債が発行できるようになりました！

全ての会社類型(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)で「社債」を発行することができるようになり、特に少人数の総故者や取引先を対象として発行する「少人数私募債」の利用が新たな資金調達手段として期待されます。

機関設計が柔軟になりました！

～株式譲渡制限会社では取締役1人の機関設計が可能に～

これまでの株式会社においては、取締役会と監査役の設置義務、取締役3人以上の設置義務がありましたが、新「会社法」では、株式譲渡制限会社については、取締役会と監査役の設置が任意となり、取締役1人の機関設計が可能になりました。従って、「株主総会+取締役1人」というシンプルな機関設計が可能となり、スマートな意思決定が期待できます。

「類似商号規制」が廃止されました！

- これまで同一市町村において他人が登記した商号について、同種の営業について登記することが禁止されていました(類似商号規制)が、会社設立手続きの簡略化などの観点から、この規制が廃止されます。
- 今後は、不正目的の商号使用の防止を図るため、①同一住所・同一商号の登記が禁止され、②不正目的の商号使用の差し止め・損害賠償請求ができます。

計算書類の信頼性向上に向け 「会計参与制度」が創設されました！

～設置は会社の任意です～

- 中小企業の計算書類の信頼性の向上を図るために、新たに「会計参与」制度が設けられました。
- 会計参与は株式会社において取締役と共同して計算書類を作成・説明・開示等を行う会社の内部機関で、公認会計士または税理士資格を持つ者にその資格があります。
- なお、設置は会社の任意ですが、設置した場合は、その旨・氏名・名称の登記が必要となり、任期・報酬は取締役と同様の規定に従うことになります。

建設業法施行規則の一部を改正する省令について

平成18年7月7日付 官報号外第158号 国土交通省令第76号他

(財務諸表の様式が改定されました)

施行時期 公布の日から施行 **経過措置** 平成18年5月1日以後に決算期の到来した事業年度から適用。
ただし、平成19年3月1日までに決算期の到来した事業年度については、改正前の様式によることもできる。

〈様式 第十五号〉

貸 借 対 照 表		(西暦年)
	平成 年月日	貸出
資産の部		負債の部
I 準備資産		II 流動負債
預金		預金
預託金		工事未払金
完成品貯蔵入出庫		未払法人会費
販賣用庫		未払費用
販賣用		未払法人税等
未完成品貯蔵入出庫		積算済未収金
材料用具品		積算済未収金合計
被服用具		受取手形
被服用		受取手形合計
社員福利費		その他の
社員福利費合計		流动負債合計
支拂金		
支拂金合計		
III 固定資産		
(1) 有形固定資産		■ 固定負債
機器・運搬車		社債
機器・運搬車合計		長期借入金
低減		長期貸付金
低減合計		引当金
試験用機器原価		負のれん
工具機器・備品		その他の
土地		固定負債合計
建物原価		
建物原価合計		
その他		
折耗は積は累		
有形固定資産		
(2) 無形固定資産		
特許権		I 長期資本
特許権合計		(1) 資本金
商標権		(2) 資本準備金
のれん		(3) 資本剰余金
その他		その他の純資本合計
無形固定資産		(4) 同様負債合計
		持株会員資本
		その他の純資本合計
		預り金
		預り金合計
(3) 保証料の部		
保証料		△
保証料合計		
保証料の部		
在庫預付金		
在庫預付金合計		
保証料の部合計		
IV 繰延資産		
販賣用		
販賣用合計		
社員福利費		
社員福利費合計		
繰延資産		
繰延資産合計		
販賣用合計		
販賣用の部の繰延資		
繰延資産合計		
V 繰延負債		
販賣用		
販賣用合計		
社員福利費		
社員福利費合計		
繰延負債		
繰延負債合計		
販賣用合計		
販賣用の部の繰延負債		
繰延負債合計		
VI 資本的変動		
資本的増加		
資本的減少		
資本的増加合計		
資本的減少合計		
資本的変動		
資本的変動合計		
VII 資本的変動		
資本的増加		
資本的減少		
資本的増加合計		
資本的減少合計		
資本的変動		
資本的変動合計		
VIII 資本的変動		
資本的増加		
資本的減少		
資本的増加合計		
資本的減少合計		
資本的変動		
資本的変動合計		
IX 資本的変動		
資本的増加		
資本的減少		
資本的増加合計		
資本的減少合計		
資本的変動		
資本的変動合計		

〈様式 第十六号〉

＜完成工事原価報告書は従前と同様のため省略します＞

〈様式 第十七号〉

〈別記 第十七号の三〉

利益処分＜様式 17号＞は、廃止され株主資本等変動計算書及注記表が新様式として追加されます。

隨筆

会員のコーナー

癒しの旅

金沢支部 田 村 謙 治

黒部峡谷鉄道に乗って欅平に行ってきました。

梅雨時にもかかわらず当日は曇。ラッキーと思い知人夫妻、家内と黒部峡谷鉄道宇奈月駅よりトロッコに乗って欅平に行ってきました。黒部峡谷秘境の素晴らしさに感動するとともに、関西電力発電事業に携わっている方々に感謝し、改めて電気の有難さに納得、電気を発明した先代の偉人にこの紙上を借りて“有難う”を添えたいと思います。



(作家) 井上靖 句碑：詩題「流星」

小泉首相が訪れた近代文学館（旧制四高本館の建物を利用）の横にある句碑「高等学校の学生のころ、日本海の砂丘の上で、ひとりマントに身を包み、仰向けに横たわって、星の流れるのを見たことがある。…いつまでも私の臉から消えないものは、ひとり恒星群から脱落し、天体を落下する星というものの終焉のおどろくべき清潔さだけであった。」



2006/6/6撮影（井上 靖詩集より）

私も青少年時代に経ち帰ってこの詩に感銘する1人である。

金沢・百万石まつり

百万石まつりのPR：提灯の飾りを天気の良い日を

選んで撮ってきました。加賀百万石を代表するまつり、後世に語り続けたいものですね。



(2006/6/6 金沢市庁舎前で撮影)

水面に揺れて

金沢支部 明 石 弘 貴

赤峰川はO市の町外れ、すぐ近くには田園風景の広がるあたりを蛇行しながら、ゆったりと流れている。

その日、私は赤峰川の川べりを、Yと並んで歩いていた。夕暮れ間近の赤峰川の水面は、キラキラと、美しくも眩しく、光が踊っているように揺れていた。

私は「昨日ね、本棚を何気なく見ていたら、ふと『されどわれらが日々』という本に目が止まって、学生時代に読んだその本を急に読みたくなって、一気に読んでしまったよ。」と言うと、Yは「そう。さ・れ・ど、われらが、日・々・か」と、その題名を、なぜか一語一語噛みしめるようにつぶやいた。その時の、Yの何か思い詰めたような表情が気になって、「どうしたの。なにがあったの。」と私が聞くと「ううーん、なにもないわ。なぜ。」

と同時に急に私の方に振り返り、「でもね、私・・・」と、やや強い口調で、私に何かを訴えるような視線を投げかけ、そのあの言葉を飲み込んでしまった。

気がつくと、私は、いつの間にか、Yの少し後ろを歩いていたのだった。Yの後ろ姿は、まるで、横を流れる赤峰川のキラキラと光る水面に浮かんでいるのではないかというような錯覚に陥ってしまいそうであった。Yは黙ってどこか遠くを見ていた。

それから三日後だった。薬を飲んで、息絶えたYの姿がアパートの自室で発見されたのは。あの時Yは、『でもね私・・・』のあと、本当は私に何を言いたかったのか。

今、一人私は、あの日と同じように、きらきらと夕日に揺れる水面をみつめている。Yの話しかける姿を求めて。（過ぎ去りぬ日々・終章）

なつかしい虫送りの思い出

金沢支部 藤井速生

私が小学校三年生くらいのときでした。我が古里は、西は日本海、今のCCZ地帯約百五十軒、当時は徳光村でした。丁度今時分、南の方約二千メートルに当時は小川村の赤黄色の虫送りの炎が見えました。

わらの集めたものに、たい松で支えて、その燃える音がパチパチとなり響き、太鼓の音も南風にのってドン・ドンと力強く聞こえてきました。

これは当時として田園の苗の虫を焼き払う欠くことのできない農村のイベントでした。重ねて今年こそ豊作であるよう神に祈る願いごとでもあった。白山市に尋ねると、「時のうつろいで小川町ではなくなりましたが横江の虫送りは市指定無形民族文化財で今年も盛大に行なわれ、他2箇所でも行なわれる。」とのこと。

白山市は伝統的文化遺産、私も見に行こうと楽しみにしています。

中国研修に参加して

輪島支部 八木史郎

過去に何度か国外に出かけた事でしたが、中国研修に寄せる期待は大きく、29日の朝早く自宅を出て、午後には上海（1,500km, 2時間）入りしました。早速、石川県上海事務所にお伺いし、商工労働部所属の西尾和秀氏より石川経済交流部の紹介をしていただき、非常に感銘を受けました。

日本製品の食品部門ではサントリー、グリコ、カップヌードル等が主力商品となっており、また化粧品では資生堂の進出がめざましく、更に子供向けファッショーンではキティ、アニメ等の人気が高く好評のようです。

上海に関してはこの位にして、夜行便（飛行機）で2時間程掛け、西安に向かいそこで宿泊となりました。西安では、古代中国文化を多岐にわたって堪能することが出来ました。

今回の研修旅行に際して特に感じたことは、両都市の中心市街地等の建築物は、日本をはるかに凌ぎ、又上海市内の交通システムも日本より先行している感が致しました。

一歩中心市街地より郊外に移ると、街はスプロール化が激しく古い街並みが延々と続いており、この

先何十年という歳月をかけても整備は出来ないだろうと思いました。

建物の建築状況等について関係者に確認したところ、上海や西安では過去に地震が全く起きていないとのことだった。そのことが建築の施工等に影響していると強く感じました。

いずれにしろ中国は、まだまだ発展途上の国であり、各国からの企業進出が今後熾烈の度を極めるものと思います。また、現地の方々と接して受ける住民感情から、日本との眞の国交はまだまだ遠いものと感じました。

この研修旅行を終え、中国の莫大な土地を改めて実感し、有意義な研修であったと思います。機会があれば再度訪中したい気がします。最後に、研修先でお世話になった方々に感謝の意を表します。

登山と健康

金沢支部 中野義治

ご来光、高山植物など山の風光明媚と一瞬にして変化する天候、自然界のすばらしさに柄にもなく感動したのは、昭和48年夏の白山登山でした。

以後、山の魅力にとりつかれ、年に2～3回、登山に挑戦しています。

また、最近は中高年からの登山者が増えていますが、趣味だけでなく、健康づくりも兼ねているのではないかと思います。

私も中高年の仲間入りをしてから、体を鍛えるということより、持久力を養うつもりで登山を続けています。

人間ドックではアドバイスを受けた医師の話では、加齢と共に筋肉や関節の動きが鈍くなったり、肺や心臓の動きも低下するが、運動により、この低下のスピードをより遅らせたり、ある程度高めることも可能であるとのことでした。

ただし、運動はどんな種類のものでも効果があるというわけではなく、酸素を体内に取り入れながら長時間続けられるような運動（有酸素運動）でないと意味がないとのことで、歩くこと、ジョギング、水泳、などですが、ペースを守った登山は代表的な有酸素運動で、中高年者が登山するのは理にかなっているのではないかと自己満足しています。

少しでも長く登山を続け、持久力を維持し健康でありたいと願っています。

新入会員の紹介

新会員です。どうぞ宜しく



中野 義治

◇金沢支部 ◇平成18年1月15日入会
◇事務所所在地
金沢市南森本町ヲ33番地2
☎ 076-257-0425

皆様方の御陰をもって、行政書士会の一員に加えさせて頂きありがとうございます。

多種多様な業務には、驚くと共に、不安も一杯です。
早く一人前になるよう「初心を忘れることなく」日々努力して自己研鑽に励む所存です。

皆様方には、何かとご迷惑をおかけすることもあると思いますが、ご指導の程よろしくお願ひ致します。

岡山 生八

◇金沢支部 ◇平成18年2月15日入会
◇事務所所在地
金沢市長土堀1丁目1番3号
☎ 076-222-3040

はじめまして。この度、行政書士として入会させて頂きました岡山です。どうぞ宜しくお願ひ申し上げます。

池田 東史雄

◇金沢支部 ◇平成18年3月1日入会
◇事務所所在地
金沢市駅西新町1丁目39番26号
☎ 076-223-0297

経営コンサルタント、ISO指導、社員教育、PFIアドバイザー、社労士などをしています。業務の幅を広めるためにも行政書士業務にも力を入れていきたいと考えています。ご指導の程よろしくお願ひいたします。

久山 恵子

◇金沢支部 ◇平成18年3月1日入会
◇事務所所在地
河北郡津幡町字北中条ナ65番地1
☎ 076-288-4754

この度入会させて頂きました。久山恵子と申します。長年の実務経験を生かして、安心して相談出来る行政書士を目指して勉強をしていきたいと思います。若い人達の中に交じって受験した時の気持ちを忘れずにこれからも進んで行きたいと思っております。



大屋 貴裕

◇金沢支部 ◇平成18年3月1日入会
◇事務所所在地
金沢市末町7の12番地9
☎ 076-229-4011

3月に入会させていただきました大屋貴裕と申します。行政書士の業務には、どのようなものがあるのか、どのようにするのか、どのようなクライアントが存在するか、などいろいろ疑問点がでてきます。諸先輩方には今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。



津田 晃

◇七尾支部 ◇平成18年3月20日入会
◇事務所所在地
七尾市藤橋町申部49番地1
☎ 0767-54-8815

本年3月に登録させていただきました、津田晃と申します。不動産関連の諸手続（契約書作成、農地法許可申請等）を中心に、業務を行っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。



山根 敏秀

◇金沢支部 ◇平成18年3月20日入会
◇事務所所在地
金沢市泉ヶ丘2丁目5番19号
☎ 076-243-2762

はじめまして、この度行政書士として入会させていただきました。山根です。行政書士としての登録をさせていただくことにより仕事に幅と厚みを持たせたいと考えております。若輩者ですが、どうぞ宜しくお願ひいたします。



上出 正司

◇加賀支部 ◇平成18年3月20日入会
◇事務所所在地
加賀市山中温温泉上原町ワ433番地
☎ 0761-78-0319

退職したら「自由業」に就くということが町職員時代からの夢だった。途中、町議会議員という廻り道をしましたが、これらの経験をも生かして、行政書士本来の業務はもとより、地域の皆さんの諸相談に応じられ、頼れる街の法律家として活躍したい。

新入会員の紹介

新会員です。どうぞ宜しく



中 蔵 昇

◇加賀支部 ◇平成18年3月20日入会
◇事務所所在地
　　加賀市山中温泉上原町ワ433番地
　　☎ 0761-78-0319

37年間の公務員生活を終え、皆さんの仲間入りをさせていただきました。

公務員時代には戸籍・住民関係事務、農業委員会事務等を経験し行政書士という仕事を身近に感じていました。「行政を離れて何か地域の人たちの手伝いができるないか」という思いから入会に到ったわけあります。

現在は民間会社で労務管理、開発行為の官公庁への許可申請などに携わり、「士」の資格は別として企業の現場で実施研修中であります。

今後ともご指導とご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

杉 木 新 一

◇七尾支部 ◇平成18年3月20日入会
◇事務所所在地
　　七尾市西藤橋町力部1番地7
　　☎ 0767-52-2286

長年勤めていた行政での立場と逆の立場で、地域の皆さん役に立ちたいと考え登録・入会をさせていただきました。何事にも今までの経験を生かし対処していく考えであります。たくさんの未経験業務があり勉強に明け暮れています。皆様のご指導をお願いします。

加 藤 和

◇金沢支部 ◇平成18年4月1日入会
◇事務所所在地
　　河北郡津幡町字中橋イ89番地の2
　　☎ 076-289-4576

今回入会させていただきました金沢支部の加藤和です。

会員の皆様との出会いに感謝しています。何事にもチャレンジ精神を大切にしながら今後とも自己研鑽に励みたいと思いますのでよろしくお願ひします。

澤 井 克 巳

◇七尾支部 ◇平成18年5月1日入会
◇事務所所在地
　　鹿島郡中能登町能登部上ル部8-1
　　☎ 0767-72-3870

本年5月1日に入会しました澤井克巳です。数ヶ月経ち、今思うことは、行動することの大切さです。「考えてから動く」のではなく。「走りながら考える」をモットーに日々精進していきたいと思います。以後よろしくお願ひいたします。



山 本 衛

◇小松支部 ◇平成18年5月1日入会
◇事務所所在地
　　能美市中町末41番地1
　　☎ 0761-56-0610

これまでの行政での経験を生かし、この経験を少しでも社会還元の一端とすべく、この度行政書士登録を行なうこととし、皆様のお仲間に加えさせて頂きました。今後とも、宜しくお願ひ致します。

盛 永 有 豊

◇金沢支部 ◇平成18年5月1日入会
◇事務所所在地
　　金沢市瓢箪町19番5号
　　☎ 076-260-9132

毎度お世話になります。今般、入会いたしました盛永有登と申します。建設業関連の業務を中心に行なう予定ですが、行政書士としての実務経験がないことから、なにかとご迷惑をおかけすることと思いますが、今後ともご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。

舟 元 英 一

◇金沢支部 ◇平成18年6月15日入会
◇事務所所在地
　　石川郡野々市町押野2丁目171
　　☎ 076-248-6682

第二の人生をせめて「心よ老けるな」な気持ちで、皆様方のお仲間に加えさせていただきましたが、行政書士業の多種多様な仕事の多さに驚いています。

何も分からぬ素人でございます。ご指導のほどよろしくお願ひ致します。

三 野 雅 敏

◇金沢支部 ◇平成18年7月15日入会
◇事務所所在地
　　金沢市三口新町4丁目2番12号
　　☎ 076-222-3553

この度、新たに登録させて頂いた三野です。七尾市出身の54歳で趣味は囲碁です。ところで過日、NHKの囲碁対局で万波女流棋聖が詰めの甘さにより大逆転負けを喫しました。行政書士の業務においても詰めを誤らず慎重に行いたいと思います。今後とも宜しくお願ひします。

会報日誌

事務局からのお知らせ

1月	13日	正副会長会・部長会（本会議室）	12名
	14日	愛知会55周年記念式典（於：ホテルキャッスルプラザ）会長出席	
	18日	第6回広報部会（本会議室）	9名
	19日	日行連理事会・総務部会（於：地下講堂）会長出席	
	20日	日行連賀詞交歓会（於：キャピトル東急ホテル）	5名
	21日	★馳衆議院議員国政報告会及び出版記念パーティ（於：ホテル日航金沢）	3名
	25日	広報部会・IT委員会合同部会（本会議室）	5名
	”	全国ADR担当者会議（於：日行連地下講堂）	1名
26・27日	著作権研修会（於：日行連地下講堂）	2名	
	27日	職務上請求書確認作業（本会議室）	1名
	29日	行政書士開業セミナー（於：地場産本館第2会議室）17名参加	8名
	”	★岡田直樹参議院議員国政報告会（於：金沢エクセルホテル東急）	2名
2月	2日	経理部審査（本会議室）	1名
	3日	★自民党石川県連紐野議員顧問協議（於：議会庁舎）	2名
	7日	新規入会者（1名）登録証伝達式（本会議室）	2名
	”	ADR特別委員会と業務指導部合同会（本会議室）	11名
	”	月例無料相談会ラジオCM生出演	2名
8・9日	日行連監察部会（地下講堂）会長出席		
10日	著作権フォーラム2006（於：読売会館）	1名	
”	第3回IT特別委員会（本会議室）	7名	
14日	★顧問議員と懇談会（於：鞍月せん）	7名	
15日	★石川県知事選推薦状授与の為、県知事表敬訪問	8名	
”	中地協運輸交通業務担当者会議（愛知会3F会議室）	1名	
16日	苦情に基づく苦情委員会協議（本会議室）	3名	
22日	日本司法支援センター第2回プレ地方協議会（於：KKRホテル）	1名	
23日	県土業団体協議会定例会（於：ホテルイン金沢2F）会長出席		
24日	成年後見全国行政書士協議会意見交換会（於：かながわ県民センター）	1名	
”	使用済み職務上請求書確認作業（本会議室）	2名	
”	小松支部研修会；新年会（於：喜多八）会長出席		
25日	業務研修会；新会社法（於：第10研修室）	66名	
3月	1日	新規入会者（1名）登録証伝達式（本会議室）	2名
	2日	★県知事選必勝祈願祭・出陣式（於：尾山神社）	5名
	3日	★下沢佳充顧問議員連合後援会総会出席（於：金沢エクセルホテル東急）	3名
	4日	業務研修会；新会社法・電子認証定款手続き（第10研修室）	63名
	”	中地協理事会（於：氷見永芳閣）	2名
	7日	月例無料相談会（ラジオCM生出演）	2名
	8日	月例無料相談会（金沢・小松・七尾地区）	6名
	14日	新規入会者（3名）登録証伝達式（本会議室）	2名
	17日	IT委員会（本会議室）	9名
	”	★谷本県知事選候補金沢市総決起大会参加（於：県立音楽堂）	15名
	”	行政書士試験結果報告会（於：試験センター）宮川副会長出席	
	18日	正副会長会（本会議室）	7名
	22日	業務指導部会（本会議室）	8名
	23日	職務上請求書確認作業（本会議室）	2名
	27日	土地家屋調査士会「境界問題センターいしかわ」設立記念式典出席	1名
30・31日	著作権実務研修会（於：日行連地下講堂）	1名	
	31日	新規登録者（5名）登録証伝達式（本会議室）	2名
4月	4日	経理部会及び審査（本会議室）	7名
	7日	業務指導部打合せ（本会議室）午前10時より	4名
	”	総務部会（本会議室）午後1時30分より	7名
	10日	単位会変更入会者（1名）への説明会（本会議室）	1名
	”	ゼロックスとの打合せ及び議案書予算打合せ（本会議室）	2名
	11日	平成17年度会計監査（本会議室）	6名
	14日	第1回情報政策（IT）特別委員会	9名
	15日	第1回監察部会（本会議室）	7名
	”	第1回正副会長会・部長会（織維会館2F会議室）	12名

	18日	事務所にFAX複合機設置	
19・20日	日行連理事会（地下講堂）会長出席		
20・21日	★日政連幹事会（地下講堂）宮川幹事長		
21日	会費納入通知発送		
22日	輪島支部総会（於：百楽荘）会長出席		
26日	IT特別委員会・事務局合同FAX複合機機能説明会	9名	
28日	職務上請求書確認作業（本会議室）午前10時より	2名	
〃	第1回理事会・支部長会合同会議（織維会館2F会議室）	21名	
5月 2日	ADR委員会と業務指導部会の合同会議（於：織維会館2F会議室）		
〃	金沢市役所へ市長への要望書持参		
10日	新規入会者（3名）登録証伝達式	2名	
11日	平成18年度定時総会議案書発送		
12日	金沢支部定時総会（於：ホテルイン金沢）会長出席		
〃	IT委員会（本会議室）パソコン移動等	4名	
18日	監察部会（本会議室）	5名	
19日	富山県行政書士会定時総会（於：富山県民会館）会長出席		
〃	小松支部定時総会（於：小松市民センター）浅井副会長出席		
20日	司法書士会定時総会（於：山代温泉ホテル百万石）浅井副会長出席		
21日	七尾支部定時総会（於：和倉温泉のと楽）会長出席		
24日	第2回部長会（於：織維会館2F）	12名	
25日	社会保険労務士会通常総会（於：石川厚生年金会館）会長出席		
26日	土地家屋調査士会定時総会（於：金沢エクセルホテル東急）会長出席		
27日	本会定時総会（於：金沢全日空ホテル3F鳳凰の間）	64名	
29日	金大とのADR連携研修会受講者選考会（本会議室）	5名	
30日	愛知県行政書士会定時総会（於：ホテルキャッスルプラザ4F）会長出席		
6月 1日	日行連総務部会 宮川副会長		
3日	第1回「ADR業務に携わる行政書士の育成を目的とした研修会」	21名	
6日	士業団体連絡協議会幹事団体引継（於：公認会計士協会）	3名	
7日	経理審査会（本会議室）	4名	
8～10日	平成18年度ADR手続実施養成研修会（日行連）	3名	
10日	中地協総会（於：金沢スカイホテル）	11名	
14日	業務指導部会（本会議室）	8名	
14～16日	平成18年度ADR手続実施養成研修会（日行連）	3名	
15日	無料相談苦情処理（本会議室）	2名	
20日	職務上請求書確認作業（本会議室）	1名	
22～23日	日行連18年度定時総会（於：長崎ハウステンボス）	4名	
23日	日政連18年度定期大会（於：長崎ハウステンボス）	4名	
〃	北陸税理士会石川県支部定期総会（於：金沢全日空ホテル）	1名	
〃	第1回広報部会（本会議室）	8名	
〃	IT特別委員会（本会議室）	8名	
27日	新規入会者（1名）登録証伝達式（本会議室）	2名	
7月 7日	支部長会（本会議室）	8名	
8日	第2回「ADR業務に携わる行政書士の育成を目的とした研修会」	21名	
19日	職務上請求書確認作業（本会議室）	1名	
19～20日	日行連理事会・部会（於：日行連）会長出席		
20日	★日政連幹事会（於：日政連）宮川幹事長出席		
21日	成年後見研修会（於：地場産本館第6研修室）	44名	
〃	行政書士試験責任者等説明会（於：八重洲試験センター）	3名	
22日	第3回「ADR業務に携わる行政書士の育成を目的とした研修会」	20名	
23日	★岡田参議院議員出版記念パーティー（於：ホテル日航金沢）	2名	
24日	広報部会（本会議室）	8名	
〃	IT委員会（本会議室）	8名	
25日	石川県士業団体協議会 第1回定例会（於：金沢都ホテル）	3名	
26日	新規入会者（1名）登録証伝達式（本会議室）	2名	
27日	★森元恒雄参議院議員来局	6名	
〃	弁護士会質問書の件について対応訪問	3名	
28日	金沢税務局e-TAX説明会	6名	
29日	女性行政書士交流会 石川会総会（於：和倉）	5名	
8月 1日	部長会 午前10時30分より（織維会館2階会議室）	11名	
〃	理事会 午後13時30分より（織維会館2階会議室）	24名	
〃	★幹事会 午後16時30分より（織維会館2階会議室）	24名	

会員移動

新規登録個人会員（15名）

登録年月日	所属支部	氏 名	事務所・住宅	電話番号
平成18.1.15	金沢	中野 義治	(事)金沢市南森本町ヲ33番地2	(076) 257-0425
平成18.2.15	金沢	岡山 生八	(事)金沢市長土堀1丁目1番3号	(076) 222-3040
平成18.3. 1	金沢	池田東史雄	(事)金沢市駅西新町1丁目39番26号	(076) 223-0297
平成18.3. 1	金沢	久山 恵子	(事)河北郡津幡町字北中条ナ65番地1	(076) 288-4754
平成18.3. 1	金沢	大屋 貴裕	(事)金沢市末町7の12番地9	(076) 229-4011
平成18.3.20	七尾	津田 晃	(事)七尾市藤橋町申部49番地1	(0767) 54-8815
平成18.3.20	金沢	山根 敏秀	(事)金沢市泉ヶ丘2丁目5番19号	(076) 243-2762
平成18.3.20	加賀	上出 正司	(事)加賀市山中温泉水原町ワ433番地	(0761) 78-0319
平成18.3.20	加賀	中藏 昇	(事)加賀市山中温泉水原町ワ433番地	(0761) 78-0319
平成18.3.20	七尾	杉木 新一	(事)七尾市西藤橋町カ部1番地7	(0767) 52-2286
平成18.5. 1	七尾	澤井 克巳	(事)鹿島郡中能登町能登部上ル部8-1	(0767) 72-3870
平成18.5. 1	小松	山本 衛	(事)能美市中町未41番地1	(0761) 56-0610
平成18.5. 1	金沢	盛永 有登	(事)金沢市瓢箪町19番5号	(076) 260-9132
平成18.6.15	金沢	舟元 英一	(事)石川郡野々市町押野2丁目171	(076) 248-6682
平成18.7.15	金沢	三野 雅敏	(事)金沢市三口新町4丁目2番12号	(076) 222-3553

変更登録事項（11名）

変更年月日	所属支部	氏 名	事務所・住宅	電話番号
平成18.1.31	金沢	寺田 隆	(事)金沢市諸江中丁171番地1	(076) 265-5433
平成18.1.31	金沢	庄田 基志	(事)金沢市諸江中丁171番地1	(076) 265-5433
平成18.1.31	金沢	千原 浩信	(事)金沢市諸江中丁171番地1	(076) 265-5433
平成18.1.31	金沢	山口 栄治	(事)かほく市浜北ホの4番地	(076) 283-1663
平成18.2.15	七尾	高村 大興	(事)鹿島郡中能登町良川ト部44番地	(0767) 74-1776
平成18.3.15	金沢	中川 大	(事)河北郡津幡町字清水ア13番地	変更なし
平成18.4. 1(富山会より)	金沢	加藤 和	(事)河北郡津幡町字中橋189番地2	(076) 289-4576
平成18.4.14	金沢	小関 裕一	(事)金沢市保古1丁目90番地	(076) 240-8005
平成18.4.28	金沢	長田 和彦	(事)金沢市駅西新町3丁目8番29号	(076) 224-0888
平成18.7.14	輪島	唐澤 正	変更なし	(0768) 82-2285
平成18.7.31	金沢	向井 隆郎	(事)金沢市弥勒町ロ74番地5	変更なし

退会者（8名）

退会年月日	氏 名	退会事由	退会年月日	氏 名	退会事由
平成18. 2.2	高木 重知	廃業	平成18. 3.31	大島 茂	廃業
平成18. 2.28	表 三通子	〃	平成18. 3.31	宮野 明美	〃
平成18. 3.31	山本 権	〃	平成18. 4. 1	高位 孝一	逝去
平成18. 3.31	山岸 貞司	〃	平成18. 5.19	堀野 孝二	廃業

※高位 孝一様（七尾）のご冥福をお祈り致します。

ワイズ公共データシステム

株式会社

皆様の経営状況分析のご申請をお待ちしております。

私たちが経営状況分析を
させて頂いております

行政書士の先生方に対し、
“経営状況分析をさせて頂く”という
姿勢を基本としております。
迅速・丁寧な対応により皆様方のご期待
に応えるよう社員一同日々努力してお
ります。



40万円相当のソフト無償／分析電子申請等豊富なサービス

1 ソフト無償

- 当初1年間は全て無償
 - 年間3件以上の分析申請で無償継続
- 保守料金・バージョンアップ料金不要

2 データ読込

他社システムのデータを読み込んで
そのまま電子申請が出来ます。
またシステムを乗り換えてご利用
することができます。

3 電子申請OK

50枚
従来
→
1枚
電子申請

電子申請により、
郵送する書類が
最大98%削減
されます。

4 お得な分析料金

配達手数料・郵送料
振込手数料は料金に込み
会社規模、結果返送日数により選べる分析料金

5 5,000円 キャッシュバック

- ①電子申請で最大5,000円/件を
キャッシュバック
②キャッシュバックポイントとして
ご自由にご利用いただけます。
- キャッシュ
バック機能が
豊富になり
ました

6 最短1営業日

結果返送最短1営業日
お急ぎの申請にも対応
さらに電子申請は遠距離の
問題も解決しています。

7 ISMS取得

経営状況分析機関としては初めて
情報管理・保護の国際規格である
「情報セキュリティマネジメント
システム」を認証取得しました。



8 経審トレンド5

新サービス開始！
全国の建設会社の経審データを
会社間の比較、年度毎の比較等
詳細なグラフで表示します。



9 建設CALS

建設会社の電子納品、電子入札等の
建設CALSをバックアップします。
建設CALS関連セミナーも実施します。
詳細は弊社までお問合せ下さい。

資料のご請求は
必要事項を
ご記入いただき
今すぐFAX！
026-232-1190

貴所名・貴社名

ご担当者様

e-mailアドレス

TEL

()

FAX

()

ご住所 テ

登録経営状況分析機関 登録番号 4

ワイズ公共データシステム 株式会社

■経営状況分析申請についてのお問い合わせ

TEL.026-232-1145(代) FAX.026-232-1190

<http://www.wise-pds.jp/>

〒380-0815 長野県長野市田町2120-1

■ソフトサポート専用ダイヤル

TEL.0269-65-4221



有限
会社

全行団

おかげさまで

10周年を迎えました。

有限会社全行団は
行政書士の福利厚生、事務所運営をサポート致します。
これからも皆様のお役に立てますよう、
鋭意努力をしてまいります。

全行団 取扱業務

詳細は「月刊 日本行政」またはホームページをご参照下さい。

①

団体保険

②

確定拠出年金
個人型

③

業務関連物品

行政書士賠償責任補償制度

医療・がん保険

・対象・

20歳以上 60歳未満の

行政書士関係表示板

国民年金に加入している行政書士

行政書士マーク入りタイピン・カフス

行政書士ドメイン・メール & Webサービス

お申込み
お問い合わせ

有限会社 全行団

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-20-12 MT道玄坂8F
Tel.03-3770-5675 Fax.03-3770-2677
E-mail:shop@zengyodan.co.jp

<http://www.zengyodan.co.jp>



編集後記

我が庭にクチナシの花が咲いています。
柔らかーい白さ、清楚で優雅、高貴な香りの漂う「クチナシの花」。子規「薄月夜 花くちなしの 匂いけり」、蕪村「くちなしの花咲くかたやに日にうとき」

くちなしの実は漢方薬、生薬「サンシン」で消炎、止血、利尿の効果があります。染料や着色料としても役目をもっています。栗きんとんに使われています。

広報部面々、爽やかムードで編集会議が保たれています。
クチナシの花のように……

クチナシの花が そっと囁き 口づさむ
旅路の果てまで ついてくる 甘い香りに包まれて
愛の彼方に いつまでも

(高桑 記)

会報いしかわ 第40号

発行日 平成18年8月25日
発行人 会長 茅野勇平
広報部長 河越俊雄
発行所 石川県行政書士会
〒920-8203
石川県金沢市鞍月2丁目2番地
石川県織維会館3階
TEL (076)268-9555 FAX(076)268-9556

E-mail: office@ishikawagyousei.org
URL: http://www.ishikawagyousei.org/-

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の業務です。



【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○指名願・経営規模等評価申請 ○宅建業免許
- 産業廃棄物処理業許可 ○法人設立 ○医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可 ○入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成 ○相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明 ○農地法の許可 ○開発許可